第31回議会運営委員会記録

平成31年1月22日

【開催日】 平成31年1月22日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時~午後2時26分

【出席委員】

委	員	長	大	井	淳-	一朗	副	委	員	長	笹	木	慶	之
委		員	奥		良	秀	委			員	河	﨑	平	男
委		員	河	野	朋	子	委			員	髙	松	秀	樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小!	野	泰	副	議	長	矢	田	松	夫
委員外議員	Ц	田伸	幸	委 員	外 議	員	吉	永	美	子

【事務局出席者】

事務局長	中	村		聡	議会事務局次長	石	田	隆
主查兼庶務調查係長	島	津	克	則	議事係長	中	村	潤之介

【付議事項】

- 1 市議会モニターからの意見について
- 2 陳情・要望書等の取扱いについて
- 3 その他

午前10時 開会

大井淳一朗委員長 おはようございます。ただいまより、第31回議会運営委員会を開会いたします。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力いただきますようお願いいたします。今日は主に2点、市議会モニターからの意見についてと陳情・要望書等の取扱いについてです。順番はこのようになっておりますが、まず初めに、陳情・要望書等の取扱いとしまして、議場に国旗を掲揚するよう求める陳情書が出ております。これの取扱いについてまず議論したいと思

います。前回まで各会派の意見をお聞きして、それぞれの会派のお考えを聞いたところです。ただ、無所属議員の方の意見をお聞きしていないということもあります。皆さんが無所属議員の方の意見を聞きたいと思い、委員外議員として出席を求めたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)それではそのようにしたいと思いますので、恐れ入りますが吉永議員、山田議員、席に着いていただきますようお願いします。

(吉永美子委員外議員、山田伸幸委員外議員着席)

- 大井淳一朗委員長 それでは、まず初めに、吉永議員に岡山議員も含めての代表した意見を、議場に国旗を掲揚することについての考えについて御意見をいただければと思います。
- 吉永美子委員外議員 おはようございます。御世話になります。平成11年だったと思うんですが国旗国歌法が成立しておりまして、今この日章旗を国旗とするというふうになっています。我が山陽小野田市におきましては、また市章というものも決定しておりまして、やはりこの市の市章また国の章というか国旗というのを掲揚するというか本会議場に備え付けるということについては、反対の意思はありません。
- 大井淳一朗委員長 吉永委員外議員からの意見でした。続きまして山田議員から。
- 山田伸幸委員外議員 おはようございます。お時間はいかほどいただけるんでしょうか。(「常識的な」と呼ぶ者あり)まず、最初に一言言っておきたいのは、日本共産党として一方的に日の丸を排除し否定する立場ではないということを述べておきたいと思います。しかしながら、それを本市議会の議場に掲揚することについては、様々な問題点があろうかと思っております。これが、順番に上げると相当あるんですが、主なものを

述べたいと思います。市民の中には、過去の戦争体験から国旗――日の 丸――に対して肯定する市民と否定的な思いを抱くそういう市民の感情 が両方あるということです。二つ目は、市議会本会議場は議案を審査す る場であって思想信条の自由を物心両面から保障されるべきであるとい うこと。三つ目は、国旗は国を識別したり国家を象徴したりするもので あって、市のそれとは全く違うものであるということ。このことから市 旗を掲げるのであればまだしも、国の象徴である国旗を地方自治体の議 場に掲げて日本国を識別する必要性がないということ。また、国会で国 旗国歌法が審議された際に、日章旗――日の丸――がかつて中国や朝鮮 を初めとするアジア各国、また日本が侵略を進めた太平洋地域の国々に 対する戦争遂行のシンボルとして使用されてきておりました。戦闘で占 拠した地域には日の丸を立てるということが、軍隊の中でもそういう決 められ事として書かれております。また、占領した地域の住民に対して は、日の丸と君が代を斉唱するということが義務化されておりました。 次に、オリンピックや国際スポーツの応援の際に、感情の一体感を醸成 する、そういったことであるということは広く国民の中で定着している んではないかなと思いますが、これが逆に民族主義に導く危険性も懸念 されているところであります。特に、近年問題とされているのが、ヘイ トスピーチを行う人々が、日の丸を掲げ排他主義を助長する動きは、多 くの国民、さらには世界中の人々から違和感を持って指摘がされ、問題 視されているところであります。こういった状況は、国民の間にある日 の丸に対する賛否両論が依然として収束してないことが明白ではないか と思っております。市議会は、市民を代表する議員が議案を巡り自由に 議論する場であり、議案以外に意見の違いを持ち込むべきではありませ ん。憲法第92条は、地方自治の本旨を位置付け、地方自治が国家の関 与を排除して地方住民の意思に基づいて地方の行政を処理するものであ り、近年は更に地方分権が叫ばれ、国家からの関与を強く排除している ところであります。以上の理由で、本市議会議場に日の丸を掲揚すると いうことについては、それをすべきではないというふうに思います。

大井淳一朗委員長 はい、ありがとうございました。今、吉永議員、山田議員と無所属議員のお二人にお話を聞きました。そのほかの会派の考え方についてまとめますというか賛否を振り返りますと、新政会、明政会、新風会、新誠風及びみらい21と公明党の吉永議員は、国旗掲揚については賛成の立場を取っておられる。それに対して、山田議員は国旗掲揚については反対の立場を取られているということです。それとは別に、市民ネットの立場とすれば、国旗は掲揚する必要はないのではないかという立場です。これにつきまして、前回の議運の最後のほうで、この必要ないという意味は国旗を掲揚してくれるなという意味なのか、あえて国旗を掲揚する必要がないという立場なのかということを明確にしていただきたいということで、持ち帰っていただいていたと思います。で

河野朋子委員 前回、必要性を感じないというふうには言いましたけれども、 それは表現のその辺の含みがあってのことでしたが、結局今回のこの議 場に何のために国旗を掲揚するのかということをいろいろ考えますと、 先ほどちょっと山田議員の中にもありましたけれど、議案の審査とかあ るいは議場での議論に本当に国旗を掲揚することによってそれが影響が あるのかどうかということを考えたら、今そこに国旗の掲揚をどうして もしなくちゃいけないということを感じないと言ったわけで、少しダブ るところもあるかと思いますが、それから国旗・国歌の法律の制定とい うこともいろいろ振り返りますと、国旗の掲揚を必ずしもこれは義務化 するための法律ではないということも考えれば、ここの市議会でいろん な様々な意見がある中で、それをあえて一つにどちらかにというかまと めるということに対しても少し疑問がありますので、意見がまとまらな いという状況であれば、あえて掲揚する必要がないというところで言っ たことで。反対するということと近いと言えばそうですけれども、そう いう表現をさせていただきました。以上です。

大井淳一朗委員長 分かりました。これで各会派の考え方をお聞きしたわけで

すが、皆さんの中で何か補足するとか、この会派とか議員に質問という か考えを聞きたいとか、そういったものがもしあれば、この際皆さんか ら受けたいと思いますが、特にございませんか。

- 山田伸幸委員外議員 以前傍聴しているときに気になったのは、他の市議会が 掲揚しているからという意見があったんですが、これは本市議会にとっ ては全く、決定についてそれを含み置く必要はないと思います。
- 大井淳一朗委員長 はい、それも一つの御意見ですが、皆さんのほうでよろしいですか。
- 髙松秀樹委員 まあ、きっとこうなるだろうなと思っていたんですけれども、 市民感情も二通りあるという話でしたけれど、今本庁舎に、祝日等に国 旗の掲揚をされているんですか。
- 石田議会事務局次長 本庁舎には、休日等にかかわらず毎日、365日24時間国旗と市旗を屋上に掲揚しております。
- 髙松秀樹委員 ということは、地方自治体の庁舎には国旗が掲揚されているということになりますよね。

石田議会事務局次長 基本的にはされていると認識しております。

大井淳一朗委員長 そのほか、皆さんのほうで確認したいこととか、議論したいというのがあれば。よろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり) これにつきましては、決定事項というわけではなくて、陳情の取扱いについて確認したところ、国旗を掲揚するかどうかを誰が決めるのかということに対しましては、地方自治法第104条に規定する議長の事務統理権に基づくものということでした。私たちのこの意見を踏まえて、議長に一任したいと思いますが、皆さんそれでよろしいでしょうか。 (「はい」

と呼ぶ者あり)では、議長に後は一任するということで決定いたしました。後は、議長済みません、取り計らいのほどよろしくお願いいたします。それでは、国旗掲揚についての陳情に関する事項は、以上とします。 吉永議員、山田議員、お疲れ様でした。

(吉永美子委員外議員、山田伸幸委員外議員退席)

大井淳一朗委員長 それでは、続きまして付議事項2点目です。市議会モニタ ーからの意見についてということで資料1に上がっております。これは 既に議運のほうに議論するようにとなっている案件です。資料1の議会 の考えと対応というところに議会運営委員会となっているんですが、9 月19日付け、これは全て議会運営委員会ということでよろしいですね。 (「はい」と呼ぶ者あり)11月27日付けは広報、広聴とありますの で、要は何もないところが議会運営委員会で議論していただきたいとい うふうに広聴特別委員会から回ってきたものです。これについて皆さん すでに事前に目を通されていると思いますので、それを踏まえて皆さん の御意見等をお伺いし、取りまとめていきたいと思います。きちっとま とまるものもあれば、まとまらないものもあろうかと思いますので、ま とまらないものは現段階ではこのような状況だという形でお答えをして いきたいと思っております。それではまず、9月19日付けの9月議会 一般質問を傍聴してということです。これについては、まず1の(1) から(4)です。これにつきましては、同僚議員が執行部に答弁を求め ているところ、事務方のトップである部長が答弁に立っているのが現状 で、そうなると細々とした窓口質問になりがちだと。一般質問は市長と 議員の政策論議の場であるので、本来なら市長が答弁すべきであろうと いった内容の御意見だったと理解しております。これにつきまして、皆 様の御意見をお伺いしたいと思います。一般質問につきましては、私た ちの議会では市長が最初から答弁をせずに、内容によっては市長が答弁 をされますけれども、大半は担当部長が市長の考えについて答弁を読み 上げるという形で、再質問で必要に応じて市長あるいは副市長が答弁さ

れているのが現状です。他市の状況を見ますと、市長が冒頭に答弁され るところもあります。旧山陽町もそうだったと聞いております。そのよ うに他市の状況もあるわけですが、私たちの議会は議会でどのように考 えていくべきかということを考えたいと思います。皆さんの意見をお伺 いしたいと思います。この一般質問において、市長が冒頭に答弁をすべ きかどうかということ、平たく言えばそういうことですが。私がインタ ーネット中継を見る限りでは、山口市や防府市辺りは市長が冒頭に登壇 されて答弁をしていたというふうに記憶しております。もちろん教育関 係については、教育長が答弁をされております。宇部市もそのようにし ておったんですが、御承知のように一般質問の形式が一問一答方式、分 割質問方式、初回一括方式という三つを選択するようになりまして、そ れからでしょうか、市長が登壇をせずに担当部長が自席から答えるとい う形になっております。ただし市長が必要に応じて、項目によっては市 長が自席で最初に答弁されるということがあります。下関市におかれま しては、市長が答弁することはあまりなく、完全一問一答方式というこ ともありまして、最初冒頭、担当部長がほとんどされて、場合によって は市長あるいは副市長が答弁されているというふうに理解をしておりま す。周南市は市長が冒頭に答弁されていたかに思います。質問方式が統 括方式の場合は、市長が最初答弁されることも多いんですが、この一問 一答方式とかに変わることに連動して、市長が冒頭でされるところがだ んだん少なくなってきているように理解しております。そういうことも 踏まえられて、皆さんのほうで。私は、これは個人的な考えですが、一 般質問の方式とこの市長の答弁は連動しているのではないかなというよ うに思っておりますので、皆さんのお考えも含めて聞きたいと思ってお ります。いかがでしょうか。これまでどおりやっていくか、あるいは市 長が答弁最初にすべきではないかと、大きく分かれると思いますが。な お、代表質問におきましては、市長の施政方針に対する質問ですので、 皆さん御承知のように市長が最初は答弁されて、再質問においても答弁 しているように理解をしております。

- 河﨑平男委員 先日、会派で集まって協議した中では、一問一答方式、分割方式にかかわらず重要な部分、例えば基本構想とかそういうものについては、市長が答弁すべきではないかという意見で、細い部分については今までどおり担当部長がということで、話は着いたところです。
- 大井淳一朗委員長 事務局へ確認ですけれど、市長が部長に答弁させるという のは答弁の委任ということであって、別に部長が答弁したからといって 市長の答弁とは違うというか重さや軽さというのはないということを前 提として確認したいと思うんですが。そこはどうですか。
- 石田議会事務局次長 今委員長がおっしゃられたとおり、部長が答弁しても市 長の答弁と変わりません。
- 大井淳一朗委員長 河﨑委員は総合計画とか重要なものについては、市長が積極的に答弁すべきではないかということです。私も分かります、理解できます。また、市長の政治姿勢について問われたときに、市長ではなく部長が答弁するということが以前あったわけですが、私の記憶する限りではそういう場合は藤田市長が答弁されていたと思います。たしか市長が民間出身ということで民間経営者としての考え方っていうことについて質問したら、市長が積極的に答弁されていたように思いますので、当然、市長しか答えられないことについては、市長が答弁すべきだというのは、これは多分皆さん一致するところであろうかと思います。そのほかの一般的な質問に対してどうあるべきかということ、議運の考え方というか、併せてモニターへの回答としたいんですが、いかがでしょうか。
- 笹木慶之副委員長 二つ申し上げたいと思いますが、まず一つは、過去の話が 先ほど出ましたが、山陽町時代はどうだこうだという話がありましたけ れども、この考え方は政策的なものについてはトップが答える。例えば、 環境問題についてでごみ対策についてというような題があったとします。 その中で、収集体制とか何とかいろいろあります。ですが一般廃棄物の

基本的な収集・処理の方策についてはトップが答えて、その中で個別案 件については担当部長が答えますというふうに振っておったと思います。 ということで、先ほど大井委員長から話がありましたが、総括的な一般 質問の場合、いわゆる政策的なものが入って個別案件に入っていく場合 には、トップが政策を答えて、個別案件については担当部長が答えると いう方法になるんですが、一問一答方式になるとそれを除いた質問なる んです。ということになれば、その個別案件についての討論となれば、 どうしてもそういった担当部長の発言になりがちだという傾向が起こっ てくるのは仕方ないと思います。だから、聞き方の問題にもなろうかと 思いますが、そういうことがあって。ところが、議会というのは、もち ろん市長と議員が議論するわけですけれども、市長には参与が付いてい るわけです。その参与が代わりに発言しているということであって、さ っきもありましたが別段その重みは何も変わりないということなんです けれども、一般の方が見られた場合には、やはりそうではないような感 覚に受け止められるということがあろうかと思います。だから、私やっ ぱり議員のほうの尋ね方、聞き方にも問題があるじゃないかなというふ うに思います。だから、もちろんここに書いてあるようなこと、ニュア ンスで受け止められることもあろうかと思いますが、そこはやはり執行 部としてもそういう疑念を思わせないような対応もいろいろ考慮してほ しいなという気もします。ですから、やはりトップがある程度政策的な ものを答えて、個別案件を担当部長に回すというふうな方策も検討いた だくことも必要ではないかなと。尋ね方もあるんじゃないかなというふ うには思います。

大井淳一朗委員長 時々、病院局が、水道もそうなんですが、最初に管理者が 総括的な考えを言って細かいことは参与という振り方をされていること があります。これは議案審査の場合も含めてなんですけれども、そうい うやり方もあるんじゃないかということ、そのような形にしてはどうか という笹木副委員長の御意見だったと思います。そのほかの皆さんの意 見はありますでしょうか。 河野朋子委員 今笹木副委員長も言われましたように、一般市民にどう映るか ということで、結構このモニターの意見というのは、多分一般市民側に 立ったときに、議会と行政の理屈では今のことはよく理解できているん ですけれど、議場でのやり取りを一般市民が見たときにどのように映る ということに、ここは結構ポイントが置かれているのかなと思ったとき に、やっぱり気を付けなくちゃいけないのは、市長にずっと聞いている のに市長が全くそれに目も合わさず、ほかの参与が手を挙げて応えると いうその図式がどう映っているかということを、私たちも一般市民側に 立って少し見なくちゃいけないのかなと改めて考えさせられました。そ うなったときに議員として聞くほうももちろんそうですけれど、答える 側もやっぱり一旦市長が考え方だけでも言っていただいて、詳しくは部 長にというようなバトンタッチをしていただくとか、あるいは議長のほ うから少しそういった促しをしてもらうとか、そういう議場運営の工夫 が要るのかなと。あえて、今一問一答方式のときはどちらが答えるとか いうルール付けをするんではなくて、少しそういった気配りが、私も読 んでみるとかなり市民の皆さんが見たときに違和感があるんだろうなと いうのを感じたので、少し執行部側にその辺りを伝えてこういうふうな 意見が出ているということは伝えていただきたいし、そのほうがスムー ズに議場が運営できるのかなというふうには思いました。かなり、これ ひどかったので、このとき。

大井淳一朗委員長 せっかくなので皆さんの意見も。

髙松秀樹委員 まず、本会議場の一般質問の場合は、一つは議員の力量の問題、 そして質問の質の問題、最後に議長権限の問題だと思っています。つまり、執行部側にどうのこうのという話はないなという気がしています。 ただし、部長が答える、いわゆる補助機関が答える場合に、最近は余りなくなりましたが以前はよくその私見を述べられる場合があると。これはやはり議会側から注意喚起は必要だと思っております。それ以外の場 合は、今委員長が言われた委任を受けた者が答えているというふうに捉えておりますので、何ら問題はないと思います。ただし、市民が見られた場合に、何で市長が答えないのという場面があると思うんです。それは、議員がしっかり市長答弁を要求していくということだと思います。仮に部長が答えても、そこで議員のほうが市長の答弁を要求していくと。それに対して議長が権限の中で運用していくという形にせざるを得ないと思います。もちろん質問も、これ市長が答える質問じゃないよねっていう質問があると思います。そういう場合は、僕が見ておってもしようがないなという気がして見ておるので、どうしても市長の答弁を引き出したかったら、やっぱりそれなりの質問を繰り出す必要があると。それに自信があれば最後まで市長の答弁を要求していくという格好かなと思っています。

奥良秀委員 私も2回ほど一般質問させてもらって、市長のほうに答弁をお願 いしてまだ一回も答えてもらっていない議員の一人になんですが、確か に今言われているとおり、一般質問の質であったり内容であったりとい うところが反省の中では感じるところがあります。今のモニターからの 意見の中で、私も思うところは市民目線から見て市長が答えない違和感、 何で答えないんだっていうような、モニターから見ての違和感はやはり あるとは思うんですが、先ほどの事務局からも言われたとおり、部長級 の方が答えられる言葉も市長と一緒ということを考えれば、何ら問題な いのかなと。髙松委員が言われたとおり、私見を述べられることは問題 があるのでそのときには議長からの注意ということでいいんじゃないか なと。あくまで、この中に出ているのは見栄えの問題がちょっとあるの かなと。本当に答えなくてはいけないことがもしあるので、――答えな くちゃいけないことがあるっていうのもちょっとおかしい話かもしれま せんが、――市長が誠意を持って答えなくてはいけない部分、本当の、 要は政策、自分の姿勢を問われたときには、答えられるように、そこは 議長の判断で行っていけばいいのではないかと思います。

- 大井淳一朗委員長 市民から見て、市長が答弁しないという場面がというのが この質問中にありました。そういう場面は市民から見て好ましくないの ではないかということもあろうかと思います。皆さんがおっしゃるよう に、これはやはり議員側も質を上げていく。何が言いたいかというと、 問題点をきちんと指摘して、その問題点について政策変更を促すという のが一般質問で、政策変更を促すことができるのは市長だけなんですよ ね。ですから、市長に持っていくためには問題点を指摘して政策変更を 促す形で市長に答弁を求めていくという流れを私も含めてまだできてい ないので、その辺も議員がやっていくということが必要だと思いますし、 執行部側も重要な案件や特に市長の政治姿勢について問われたような場 合には、市長が答えていくという配慮も必要であろうと思います。そう いった両方の配慮も必要であるし、またちょっとその辺を越えたところ については、議長のほうで議事整理権を発動して正常化に持っていくと いう形がスマートかと思っております。そのような形で、今のスタイル を維というか全く維持するわけじゃないですが、維持しつつもそうした 中身を充実させていくという方向で回答したいと思いますが、よろしい ですか。特にこうした方がいいのではないかというのがあれば。
- 河﨑平男委員 この議運から様々な意見が出たんですが、この意見については 行政のほうには回答を差し上げるようになるんですか。
- 大井淳一朗委員長 これは回答としてモニターにお返しするのが今回の議論ではありますけれども、議会運営に関わることですので、このような協議をしてこのような結論になったということを正副委員長で市長部局に申し入れたいと思っております。
- 髙松秀樹委員 この文章を見てみると「このような悪しき慣習は議会側からも 積極的に改善策を提起する必要があるのではありませんか」とあります よね。ということは、議会側から行政側に改善策を提示する必要がある って書いてあると思うんですけれど、私は先ほど言ったようにそういう

ことは必要ないと。ただ議会内部の問題であると。内部で問題提起をしてしっかりした一般質問、要は市長が答弁するところは答弁するような 一般質問をするということを議会内部でやったらいいと思っています。

笹木慶之副委員長 私も今言おうと思ったら全く同じこと言われたわけで、だ からもちろん相手方の答弁する側の対応も必要かと思いますが、まず自 らを正していくことのほうが先決ではないか。だから聞き方もきちっと した対応の中で内容を求めていくというか。なぜかといいますと、通告 にしますよね。そうすると聞き取りというのが一部どんなことをされる んですかということがあろうと思います。その中でこういった事につい てこうこうこうだということがありますが、場合によれば個別案件、例 えばある事をするのかせんのかということだけを求めるような意見があ ったときには、政策を何もそこには出てこないわけですね。だから、こ ういう政策の中でこういうことがありますが、これをされますかされま せんかというような形であれば当然今の政策議論がありますけれど。そ ういう問題ですね。だから、聞き方もやっぱりきちんと整理しないとイ エスかノーかだけをトップに求めるような形で持っていっても、それは やっぱりなかなかそういう形にならんのではないかなと思いますので、 まずそれを整理した上で我々もこうしますが執行も御協力をいただきた いという対応でないと解決できんのじゃないかなと。だから表面上はこ う書いてありますが、中に求められておるものはそこだと思いますので、 そういう感覚でしっかり進めていくべきだということを申し上げたいと 思います。

河野朋子委員 似通ったようでちょっと少しニュアンスが違うかなと思ったんですけど、両委員の意見が。私は、今回のこの件だけじゃなくて一般質問の中で、やっぱり市民が見て少し違和感があったり、市長が答えずに、ここでは無視を通しましたというちょっとそういったきつい言い方ですけれど、市長が答えられずに議場でそういう運営をしていたということに対して違和感があったということは、やはり議会側だけの問題ではな

くて答弁する執行部のその辺りの共通認識というか、そこも得るためには議会がこうしますよと言うだけで終わるんじゃなくて、こういった意見もあって市民からそういうふうに意見があったことに対しては、議会はこういうふうに改めていきますということも含めて、執行部側にも少しそういったことを報告する必要があるんではないかなという意見を出したんですけれど、髙松委員の場合は一切する必要がないというふうに言われたんで、ちょっとその辺りは意見が違うのであえて今言わせていただきました。

- 大井淳一朗委員長 そうですね。議会内部で質を高めていくということは皆さ ん理解できているとは思いますが、今分かれているのは、より積極的に 執行のほうにこうしてほしいということを言っていくのかということで 少し分かれているかと思います。
- 髙松秀樹委員 これは9月議会の一般質問を傍聴してとあります。12月議会の一般質問を見てみると、市長が答弁に立たれているというふうに感じました。だから、執行部のほうが市長に答弁をさせないとかそういう話じゃないと思うんですよね。必要があれば市長も答弁しているという話。この9月14日の分はちょっと私もよく覚えてないんですが、この場面はこうだったかもしれませんが、その内部にあるものが一体何だったのかなというのは確認できていないので何とも言えないと僕は思っているんです。だから、もちろんこの映像を今執行部は見ていると思います。こういうことが今議論されているのは御存じだと思いますので、その中でどういうふうになったのかというとこは、いろいろそれぞれの情報網で聞く程度でいいんじゃないかなという気がしています。恐らく河野委員は公式にちゃんと議会側から執行部に示せということだと思いますけれど、僕はそこまで現時点ではどうなのかなという意見です。
- 河野朋子委員 ここで9月のこの一般質問だけを取り上げてこういうふうに出 されてはいますが、それ以前もやはり私がちょっと感じた一般質問は幾

つかあって、ここは市長が答えるべきだし、むしろ市長の後にまた参与が続けたにしても、一旦は市長が答弁に立たれたほうががいいかなという場面が何回かありました。もちろん奥委員がさっき言われましたけれども、奥委員の一般質問の中でもそういうのを感じましたので、むしろこの一般質問に限ってではなくて、そういう一般質問も何回かあったので、12月議会ではなかったとはいえ過去にこういうことがあって議会としてもこういうことをきちんと正していきたいと思うという姿勢を示すこと自体は、特に報告するという意味で、お互いにきちんと市民から見て自然というか違和感のないような一般質問のやり取りに心掛けていきたいという意味では、むしろちゃんと伝えた方がいいのかなと私は思ったので言わせていただきました。

- 笹木慶之副委員長 もう一点付け加えておきますが、一般質問のときの議場の 裁きの権限は全て議長にあるわけです。だから、議員が質問して執行部 が答える、そこに疑義が生じたり違和感が生じたりした場合には、議長 が采配できるわけです。だから、それを執行することによってより正常 化になるというふうにも思います。だから、もちろんこういった意見が あってこういうように対応しますということを執行部に伝えることはそ れはそれでいいんですが、議会自らがそういう形を整えていくというほ うに力点を置くべきではないかな。だから、議長が裁かれれば、当然市 長も発言されると思いますので、そこを含めて対応していってはどうか と思います。
- 大井淳一朗委員長 議事整理権をしっかり発動していただきたいということは、 そこの争いは多分ないと。問題は、どこまで我々議会運営委員会が執行 部のほうに働き掛けるかということなんですが。
- 髙松秀樹委員 もちろん、僕は執行部じゃないんで分からないんですけれど、 執行部は一般質問の答弁の考え方をどのように持っていらっしゃるのか なって思っています。僕は、単なる一般的にですね、市長に答えれとい

うところは市長が答えると。そうでないところは補助機関が答えると。 なぜならば、一般質問を見ていると質問するときに市長を見ずに担当部 長を見て質問します。さらに、市長に答えてほしいときは、議員は「市 長に答弁願います」という言葉を使います。12月定例会は、市長にっ て言ったときにはほぼ答えていたように見えたんです。だから、そうい う意味で議会側の責任も僕はあるというふうに思います。しかしながら、 執行部側がどういう考え方をして今答弁を組み立てているのかというの を、実は知りたいところです。それをやっぱり知った上で、どうなのか なって気はしていますけれど。

- 大井淳一朗委員長 行政内部のことは、笹木副委員長はよく分かっているかも しれんけれど。
- 髙松秀樹委員 それと、指摘されている、個人名を出して申し訳ないんですけれど、森山議員に対する執行部の答弁とあるんですけれど、ちょっと私もよく覚えていなくて、これがその実際どうだったのかというのは、本当はこういう場で映像を見ながらやって知りたいところではあります。 勝手に家に帰って見なさいというんじゃなくて、やっぱり議運の中で知るというのも必要かもしれんですね。
- 大井淳一朗委員長 たしか市場の質問だったと思うんですよね。市場の質問で終始次長が答えられていて、問題点もいろいろと言って、条例の不備とかも指摘してやったけれど、全部次長が答えていて、半分は市が出資していることから市長も関わっていることもあるんで、森山さんがそのときに市長に振ったのかな。ちょっとここは分からないんだけれども、振ったけれど市長が答えなかったってことですよね。多分それで今このモニターさんも含めて問題提起されていると思っているんですよね。ちょっと僕も詳しくはそこまで覚えていなくて。

髙松秀樹委員 森山議員が市長に振って市長が答えませんでした。だから次長

が答えましたと言うんでれば、森山議員も最後まで市長と言えば、議長 が采配をするんだったんではないのかなという気はしていますけれど、 その状況を覚えていないんで、今何とも言えないというふうに思います。

河野朋子委員 過去の経験というか、そうやって今みたいに「市長、市長」と言って聞いて、結局それで市長が答えたかというと答えていない場合も結構あって、それがすごく何ていうか一般市民から見たときに何かすごく違和感があるわけですよ。議員側は「市長、市長答えてくださいよ」と言ったにもかかわらず、結局最後まで市長が答えなかったってなったときに、それって誰の責任なのかと思ったときに、今言われるように議員が最後まで言えば絶対答えてくれるかといったら、過去の経験からするとほかの議員のも見てみてそうでもないことは結構あったので、そういった場合の本当にお互いがある程度そういう公開の場で議論しているときに違和感があるんじゃないかというような、本当にこのやり取りが一番代表的なものかもしれませんけれど数々あったと記憶しているので、その辺をお互いに少し改めるようにしませんかという報告を、何遍もくどいようですけれどやっぱり一旦こういう意見も出ているので、今一度そういうことをお互いに改善していきませんかということをした方がいいんじゃないかということで言っています。

髙松秀樹委員 本来というか河野委員の意見には賛成なんです。改めてほしい 点があるのであれば改めてほしいんです。河野委員も御存じのように、 過去に帰ると平成17年から4年間、ある議員が当時の市長に対して、 「市長、答弁せえ」という話で、最終的には市長答弁を引き出している んです。なぜかというと、次の質問をしないから。議長が当時困りまし たよね。質問をと促しても、市長答弁がないから質問できないと。結局 これは議会と執行部とのこれが関係だと思うんです。それを諦めて、い や、もう部次長でいいです、と。これは議会側がそれでよしとしたとい うことなんで、そこは議員側もしっかり、重要な案件で市長じゃないと 答えられないと思った場合は、必ず市長の答弁を最後まで求める。最後 の最後は議長に、「議長、どうするんですか」というような形。当時、 そうやったですよね。それがいいという話ではないんです。当時、僕も 議場で寒い思いをしたんですけれど、そういうことも含めて、議員各々 がしっかり考えていくということが重要だと思っています。もちろん、 河野委員が言われるように、執行部サイドもちょっと考えてくださいね というのもありなのかなという気はします。

大井淳一朗委員長 モニターさんには回答するんですけれども、執行部にどう するかということなんですけれども、私たちの議論を見てはいらっしゃ るかもしれませんが、やはり議論の経過を、このような議論があったと いうことを、議事録を添付して考えていただくということで、改善をし ろという意味ではなくて、こういうような意見がモニターからも出てい るし私たちからもこのような意見があったという客観的な資料としてお 示しするという形で対応したいと思いますが、よろしいですか。(「はい」 と呼ぶ者あり)あとは、髙松委員が常々言われているように、議員側の質 も高めていかなくてはいけないというのは言うまでもないところですし、 今はないですけれども以前はねこの9月も含めて主観を述べることもあ ったりしましたので、そういうところは当然も今は改まっていますけれ ども、そういうことは今後もしあれば議長のほうで議事整理権を発動し ていただくということでしたいと思います。それでは1点目については 以上といたします。2点目です。傍聴席及び傍聴規則です。これにつき ましては、余りまとめることができないので、取りあえず(1)から一 つ一つ見ていきたいと思います。 (1) につきましては、皆さん御承知 のように身障者用の傍聴席というのが執行部の建設部長の横に枠があっ て、そこにあります。利用されている例はほとんどないという状況です。 そこに自動ドアがあり、そこから見ていただくんですが、そこから傍聴 すると執行部側ということで、そのレイアウトもどうかなっていうとこ ろがまずありますし、そういうこともあって利用されていない。子供議 会を傍聴されると分かるんですが、あそこは階段が急で席も狭いという ことで決して傍聴環境は良くないというのは、バリアフリーの観点だけ

じゃなくユニバーサルデザインの観点からも少し問題があろうかと思っております。このように、これからはそのような身障者用の傍聴席に座ってもらう、先ほどちょっとレイアウトのところは言ったものの、身障者のみならず健常者でも少し足元が良くない方についてはそこで見てもらうような形にしてはどうかという提案ですが、皆さんの考えを聞きたいと思います。

- 髙松秀樹委員 事務局にお聞きするんですが、身障者用の傍聴席は身障者以外 でも入れるということになっていますか。
- 石田議会事務局次長 今は、原則は身障者のスペースということになっております。 2名入れるということになっております。
- 髙松秀樹委員 今、次長が言われた身障者の定義というのはどうなっていますか。
- 大井淳一朗委員長 次長、さっき言われた根拠、どこにあるかも併せてお願いします。
- 石田議会事務局次長 山陽小野田市議会傍聴規則、便覧ですと73ページですが、そこの第5条傍聴人の定員ということで、定員は報道関係者を除き37人(身体障害者2人を含む)とするとなっておりますので、ここからあのスペースに2人ということで場所を定めています。それから、身体障害者の定義というのは、具体的なものがございません。車椅子に乗られているというような考え方であろうというふうに考えております。
- 大井淳一朗委員長 傍聴規則第5条を見ますと、傍聴人の定員は報道関係者を除き37人(身体障害者2人を含む)とするとなっております。この身身体障害者2人を含むというところが、先ほどのスペースという意味でありますが。私は、例えばそのスペースに2人の身体障害者の方がいら

っしゃるところに健常者が入っちゃいけないとは思うんですけれども、 どなたも入っていない場合は入ってもいいのかな。要は、今、多目的ト イレって言いますよね。身障者以外の方も使ってもいいですよと。ちょ っと私の理解が十分じゃないかもしれませんが、必ずしも排除はしてい ないと思うんですが、どうですかね皆さん。

- 髙松秀樹委員 私も委員長に同意見です。しかしながら、傍聴規則にそのような書き方がしてあるということは、傍聴規則の変更というか改正を行って、なおかつあそこは本当に入りにくいんですよね。足腰が悪いという方も。そこはちょっと僕たちも考える必要があるとは思うんですが、まずは、身障者というのを変更するみたいな形でどうですかね。
- 大井淳一朗委員長 傍聴規則第5条の恐らく括弧書きを取るような形になるかと思います。併せて身障者スペースのところをどなたも入れるという形で、足元の悪い方はそちらを利用するように促すような形なんですが、そこのスペースに入るには、あそこは鍵が掛かっているんですか。事務局に誘導してもらわなきゃ入れない形なんでしょうか。それとも何かボタンで入れるんでしょうか。そこを含めて確認したいと思います。
- 島津議会事務局主査兼庶務調査係長 あそこは電動式のドアになっておりまして、車椅子でもボタンを押すだけでドアが開くというような仕組みになっております。
- 大井淳一朗委員長 常時開くということですね。多目的トイレと同じですね。 あそこの位置を変えるというのはなかなか難しいところだと思いますが、 今後はそのような御意見もありますし髙松委員の御意見もありますので、 傍聴規則の身体障害者 2 人を取るという方向と、あそこのスペースはど なたも入れる——多目的という表現は良くないですが、どなたも入れる というような形にしたいと。いいですかそういう決定をして。皆さん、 ほかの方の意見も聞きたいんですが。

- 中村議会事務局長 そういった議論、よろしいんですが、御存じのようにあそこのスペースというのは椅子とかが何もないわけで、車椅子が入るというの想定していますので、そこを優先的にというかどうぞと言っても立って見るというような形になりますので、入れるにしても何らか手を加える必要が、この方も言ってらっしゃいますけれど、手を加える必要があろうかと思いますので、その方向で考えてくれということで決定していただければ、ちょっと事務局のほうでも。今のまま何の制限もなしにどうぞ御自由にという形じゃ、ちょっと議場が混乱するような気がいたしますので、その辺はちょっと検討の時間を頂ければというふうに思います。
- 大井淳一朗委員長 議運のほうでは方向性を定めたということで、具体的な措置については、予算も・・・
- 髙松秀樹委員 本庁舎改修工事で議場も改修すると聞いているんですが、今議場がどのように改修されるかは聞いていないんですが、その辺も含めて傍聴席をいらうんじゃないのかって話もあったんで、そのときにそういう話を議会側からすればと思います。
- 奥良秀委員 今身障者は2名入れるということなんですが、仮に健常者が先に 入られて、身障者の方が車椅子2台で来られましたよってときには、何 らかの規定を作っておかないと。先に入られている方に出ていってもら うことも考えておかないと。そういうことがあるかどうか分かりません が、じゃないと議場がもめるかなというのがありますので、そういった ところも配慮が必要かなと思います。
- 大井淳一朗委員長 確かにあります。トイレと違って入替えはないので、それ はありますね。承知いたしました。今のも貴重な御意見として承ります。 それでは(2)です。これは、よく報道でも言われるものですが、傍聴

規則には傍聴しようとする者は所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴受付票に記入しなければならないと書いてあります。下松市議会などで傍聴規則の見直しなどをされているところです。この傍聴人受付票をそのまま規則で維持していくのかということです。この辺りを聞きたいと思います。現状では、傍聴人受付票に書いたものを投票箱みたいなものに入れていますので、報道にもありましたように個人情報というのはなかなか。ほかの人には閲覧されることはないんですけれども、ただの便宜上の都合だけで個人情報を収集することは良くない、条例違反ではないのかということでも傍聴人受付票は廃止すべきだという御提案ですが、皆さんの考えを聞きたいと思います。

- 髙松秀樹委員 事務局にお聞きするんですが、この傍聴人受付票に記入させる 目的というのは何になるんでしょうか。
- 石田議会事務局次長 傍聴人受付票は、傍聴人の方の整理と申しますか、そう いった意味合いから取っていると認識しております。
- 髙松秀樹委員 整理って具体的に何を指すんですか。市議会傍聴規則第3条というのは本会議も委員会も一緒ですか。委員会は違うんですか。
- 石田議会事務局次長 市議会傍聴規則は本会議場の規則で、委員会については 委員会傍聴規程があります。それに基づいて行っております。
- 髙松秀樹委員 委員会傍聴規程は、議会基本条例制定後に変更されたんでした かね。それとも過去のままそこに書いてありますか。
- 大井淳一朗委員長 委員会傍聴規程第4条と議会傍聴規則第3条辺りが同じよ うな規定だと思いますが、要は同じ取扱いだと思います。恐らく、議会 事務局でこの受付票に書いて札をもらって、それを持って委員会室に入 るという流れだったと思います。

- 髙松秀樹委員 傍聴人受付票がない、これをやらないときの問題点が何かあるのか。そして、委員会は傍聴について許可制から許可制をやめましたよね。許可制の場合は、こういう受付票に書くというのをずっと続けておって、もしかしたらそれがそのままここの生きているのかなと思ったんですが、その辺はどうですか。
- 島津議会事務局主査兼庶務調査係長 現在、この規則と規程により、傍聴人受付票に記入することになっていますので、記入していただいております。それで、モニター意見の後段にもありますが、条例違反じゃないかということですけれども、市の個人情報保護条例に従いまして、今この受付票については傍聴人取り締まりのために必要ということで届け出て、個人情報の収集をしております。それがもしなくなった場合についてですが、この利用については傍聴人数を把握するために使用しております。
- 髙松秀樹委員 ということは、後段の傍聴人数の把握のための使用は、恐らく 必要ないですね。前段の取り締まりというのは何ですか。
- 島津議会事務局主査兼庶務調査係長 例えば、傍聴人の規則の中に、議場への 入場禁止とか退場等の規定がありますが、このために必要ではないかと 考えております。
- 河﨑平男委員 会派の中での話の中で、静粛な議場においては、そういう受付 票を出してもらって、何かがあった場合に事前にということも必要では ないかということで話になって、やっぱりこれが必要ではということに 結論付けられたところあります。ついては、他市の状況も分かっている かお聞きしたいんですが。
- 中村議会事務局議事係長 現在の各12市議会の傍聴規則の中に、氏名、住所 の記載が求められているかどうかということであれば、氏名、住所を記

載する、つまり受付のときに書くように規則上求めているのは、光市、 防府市、山口市、宇部市、長門市、萩市の7市です。それ以外の5市、 岩国市、柳井市、下松市、周南市、下関市については、傍聴規則上はそ れを求めている記載はありません。それと光市と長門市は年齢まで求め るようになっておりました。

- 髙松秀樹委員 他市の例というのは、委員会も含めて原則公開なのか制限公開なのかによって全く違うと思うんです。山陽小野田市議会は議会改革度でも上位にあるということで、他市と比較をしてもここは余り関係ないのかなという気はしています。事務局の説明を聞いていると、余り必要ないのかなという気もしますし、今さっき言われたことも、これは身分証を出すわけではないでしょう。
- 島津議会事務局主査兼庶務調査係長 もちろん身分証で確認するようなことは ありませんし、本会議場においては、必ずしもその方が入れられたかど うかも確認はできておりません。
- 髙松秀樹委員 ということは、現時点で意味を成していないと感じています。 そこをきちんと取り締まるのであればきちんとすべきだと思いますけれ ど、本会議の傍聴に関してそこまでする必要はないと思います。委員会 も制限公開から基本的に全部公開としておりますので、おまけに許可制 ではないと。本会議場も許可制じゃないですよね。ということは全く必 要ないのかなという気はしておりますが、もう少し、後日でも多少の議 論をしていただいて、結論を出せればなと思います。

大井淳一朗委員長 分かりました。

中村議会事務局長 髙松委員のおっしゃるとおりなんですが、確かに今の傍聴 人の数であれば議場はほとんど活用していない状況です。ただ、委員会 につきましては傍聴席の数に限りがあるんで、その辺りを把握するため に、一回事務局に寄っていただいて傍聴の受付をしていただくという手続を、実務的にさせていただいております。推定なんですが、この傍聴規則、何でもそうなんですが、そもそも準則があって、多分、国会の規定をそのまま用いて使っているのが正直なところだろうと思っています。

- 大井淳一朗委員長 今、ちょっと意見も分かれているところですので、現在の 状況ですね、今後受付票をどうしていくかということを検討していくと いうことで、結論を出さず現在の経過をお知らせするということで。それぞれ出ました。受付簿を廃止すべき、そうでないというお互いの意見 がありますので、それぞれ両方の意見があるということを持ち帰っていただいて、再度会派の中で意見を交換していただければと思います。それでは(3)です。傍聴規則第10条です。傍聴人は全て係員の指示に従わなければならないというところのこの係員は誰を指しているのかということで、先ほど出ました身障者傍聴席への案内も含めて、傍聴席入り口に事務局職員を配置すべきではないかということもあるんですが、これにつきまして。私たちが決めるというか、係員の誰を指しているのかとちょっと僕も分からないんで、それも含めて事務局としてはどこまで対応しているのかについて、現状をお答えください。
- 石田議会事務局次長 係員というのは事務局の職員ということになります。それから、今は傍聴席の入り口に職員を配置しておりません。現状、本会議中に傍聴席の入り口に事務局の職員を常時配置しておくのは、ちょっと人数的に難しいと考えております。
- 中村議会事務局長 補足しますと、確かに人数、今の事務局職員は条例で7人と決まっておりますので、この7人の体制で本会議のたびに御案内するのは、ちょっと物理的には難しいと思っています。それから、係員につきましては、指示に従わなければならないというのは、一人は議場でカメラ操作の事務員ともう一人配置しております。その者が、何か傍聴席でまずいことがあったり議場内で注意すべきことがあったりすれば、議

長や私の指示によって、その係員が動いて指示をするといった体制を取っているということです。

- 大井淳一朗委員長 これは事務局の考え方ですが、特にその考えをお示しする ということしか言えないかな。
- 髙松秀樹委員 平成17年以降、事務局職員を傍聴席入り口に配置してあったときはありましたか。昔はいらっしゃったが、ずっといらっしゃらないと思いますけれども、(「人が多いとき」と呼ぶ者あり)それは人が多いときか。今、人を減らされたからおらんようになったということね。前おったかどうか。
- 石田議会事務局次長 私も記憶が定かじゃないところもありますが、髙松委員 のおっしゃられるように、一時期、多分傍聴人が多かったからだと思いますが、議会事務局職員だけで人数が賄えないので執行部サイドから職 員の応援を受けて配置した状況もあったように記憶しております。
- 大井淳一朗委員長 今の現状を回答するということでよろしいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは、以上といたします。休憩します。20分から再開します。

午前11時12分 休憩 午前11時20分 再開

大井淳一朗委員長 それでは再開します。9月19日付けのモニターとしての 意見の議会基本条例に関わるところです。第20条ですが、これにつき まして、請願及び陳情に関する規定です。これについて、この方がおっ しゃりたいことは、議会基本条例第20条の請願及び陳情が、議会にお いてもし取り上げられたのであれば、その審議結果を提出者に通知する ことが開かれた議会であると考えるがどうかということです。これについてですが、ちなみに現状は、請願については通知をされていると思うんですが、陳情も含めて通知されているかどうか。

- 中村議会事務局議事係長 請願については、今委員長がおっしゃったように本会議での議決を経まして、採択等を請願者に対して文書でお送りしております。ただ、陳情はいろいろ過去を調べたり聞いたりした限りでは、採択・不採択という形のものではなくて、いわゆる聞き置くという形のものが今まで多かったので、返した案件はないように思われます。ただ、このモニターからの意見で出ているのは、去年もモニターの平成29年度からの継続で意見についてということで陳情が出たこととかもありますし、あとはここの議会基本条例にこうやって書いてあるので、こういうふうに通知するのが、という意見で出てきたのではないかなとは思われます。陳情については今そういう状況です。
- 大井淳一朗委員長 確認ですが、請願については採択・不採択・趣旨採択いずれも結果を通知しているということでよろしいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)承知いたしました。皆さんの意見をお伺いしたいと思いますが、恐らくこの方は陳情についても審議結果を通知するべきではないかということですが。
- 髙松秀樹委員 陳情については、市民からの陳情は請願と同じ取扱いをするようになっていると思います。市民以外の陳情については、中村事務局員が言われたとおりだと思っていますが、ちょっとそれをまず確認をしたいんですが。
- 中村議会事務局議事係長 高松委員がおっしゃったところ全部の回答にちょっとならないかもしれないんですが、会議規則第145条では陳情書の処理ということで議長は陳情書又はこれに類するもので内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとするという一文で、それ

に基づいて陳情を本市は今処理をしているはずです。

- 髙松秀樹委員 議会基本条例第20条を見てみると、議会は請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においてこれら提案者の意見を聞く機会を設けなければなりません、と書いてあります。つまり、この陳情の中で市民から出たものについては、請願と同じ取扱いをすると議会基本条例では掲げていると考えております。ということは、市民から出た陳情についても、請願と同じように市民にお返しするというのが一番かなと思いますが、例えば執行部に対しての請願・陳情の場合に、今恐らく条文では執行部に対して結果を請求することができるって書いてあったような気がするんですが、できるということはしないこともあるので、しないことがあった場合に最終的な結果が送付できないということなのかなと思っています。その辺りはちょっと条文見られてどうですか。
- 石田議会事務局次長 会議規則の143条の2項に、採択すべきものと決した 請願で市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びに その処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものにつ いてはその旨を付記しなければならないということで、そのような決定 をしたものについては、執行部に送付したりその処理の経過、結果の報 告を請求することも可能であるというふうになっております。
- 髙松秀樹委員 過去、執行部案件の請願の結果について、議会側に戻ってきた ものってあるんですか、結果に対して。
- 石田議会事務局次長 数年間については、議会からそのような請求を執行部に 対して行っていないということで、回答も特にはないという状況です。
- 髙松秀樹委員 そうですか。常識的に考えて議会側が受けた請願、そして採択 されましたとすると、執行部に送付されますよね。請願者に対しては、

ただ採択をしたという結果だけですよね、今。ということはやはり議会側も執行部に対して結果を請求して、その請求した結果も含めて請願者に返す、送付するということが適当ではないのかなと思ったんですが。

- 大井淳一朗委員長 今そのように議会側から請求してきたことに対して、執行部が回答するということはあり得るというかそれは大丈夫なんですか。 文書のやり取りだけということですか。もしそれが可能なんであれば、高松委員が言われるように、その回答をもって請願者へお返しするということもできるのではないかと言えると思うんですが。余りというかない。これまで多分議会が請願について、請願したことがそのまま答えとして政策として表れていれば、それがかなったというぐらいの理解なのかな。そういうのはこれまであるよね。
- 笹木慶之副委員長 今検討中だからあえて言うのはどうかと思いますが、請願そのもの採択はそこまでのあれを持っているんですか、そもそも。請願というのは、結局、請願が一人歩きするわけじゃないんですよね。当然、その請願者については、執行部にはそれなりの対応がされているわけ、一応のね。そして、議会側にも実はこうこうこういうことでお願いしますという方法が取られているのは普通だと思うんですよ。そうすると、執行部側からすれば、いわゆる請願者というかその要望者に対する対応力がまず出てくる。それに議会のほうからもその請願については採択しましたということを連絡すれば、それを更に追い打ちするような格好になりますから、議会とすればそれをなぜどうしたのかということを回答求めるというのは、そもそも請願の趣旨はそこまで言ってないんじゃないかと思うんですが、法的にどうなんですか。
- 石田議会事務局次長 請願は議会で採択しても法的な拘束力はありません。ただ、その後の状況、執行部に対して請願の結果を通知して、このような形で請願を採択したので執行部においても誠意のある対応をしてほしいということでお願いするわけですけれど、そういう状況の中でその後結

局どうなったかという結果の報告、先ほどからありますように請願者の方にその後の状況をお知らせすると。執行部のほうにも要望という形でその請願書の方がまた別に出されていらっしゃることがほとんどだとは思うんですけれど、それが仮になくても請願という制度そのものの採択した後の結果状況を請願者に知らせるという基本的な議会としてのフォローということで、制度として会議規則でそういうふうにするようになっておりますので、これは多分議決が、経過報告を求めるためには議決が必要になろうかと思うんですけれど、そういうふうに議決を得て執行部に状況の報告を求めるということによって、そのようなフォローをしていこうという仕組みだというふうに認識しております。

- 笹木慶之副委員長 おっしゃることに矛盾があるんですよ。請願は採択をして その結果を執行部に連絡をする、通知をすると。しかしそれに強制権は ないわけよね。ということは結果として、例えば意に沿わないような状 況になったとしたときに、それから先がないじゃないですか、何も。だ から、逆に執行部に通知しましたということの連絡はいいんだけど、結 果としどうなったということを逆に知らせたところで、どうにもならん のじゃないですかね。効力がないでしょう。
- 中村議会事務局長 先ほど次長が言いましたように、送付はします。送付をしてどう対応するかは執行部に任せられるわけですけれど、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならないということになっています。だから議会として採択したものの結果の報告なり経過ですね、経過及び結果が必要だと議会で議決を得たものは請求しないといかんということで、ですからその請求するためには議決が必要だということだと思います。そこまで今ここ数年行ったものがないので、私もこの条文を見落としておりましたが、だから最終的に議会として責任を持ってやるべきというところものであれば、それは議決を得た上で執行部に対して請求するという手続が必要だということだと思います。

大井淳一朗委員長 今話がちょっと飛んでいるのは、実はですね請願が採択さ れた後の取扱いについてなんですが、今モニターさんが聞かれているの は審議結果、請願であれば、採択・不採択・趣旨採択その結果を請願で はやっているけれど陳情もやってくれよということです。ただ、陳情が 採択・不採択というものになじまないものですから、その結果の通知の 仕方は、何も通知しないのは不親切かもしれないし、かといって白黒付 けるものでもないので、先ほど冒頭で議論しました国旗の掲揚について も、これも陳情・要望書として出ていますので、これについてはこのま ま個人的には口頭でやりますけれども、やはり通知をするべきではない かということもあるかなというのもありますので、皆さん、そちらのほ うの論点に戻って議論したいと思いますが。だから、白黒付けるものじ ゃないよね。採択・不採択というものじゃないからね、陳情は。だから 難しいんですよね。ただ、何らかの通知をしてはどうかとこの方は言わ れているんで、そういう対応ができるのであればできるんじゃないかと いうことなんですが。だから、陳情でも、この方も言われているように 議会で取り上げられた場合、お呼びしたとかお呼びしなくてもこの中で 議論したような場合には、公開の議事録には残るとはいえ別立てで陳情 者に通知することもできるんじゃないかってことなんですけれど。そう ではない市外からの、聞き置く分は僕はいいと思うんですけれども、こ の文は取り上げられた場合はってことですが、いかがでしょうか。

髙松秀樹委員 今、委員長が言われる陳情については、当然のことながら結果をお知らせするというのが一般的だと思いますけれど、先ほど申しましたように議会基本条例第20条には、請願はもちろん紹介議員が要るからあれですけれども、それと市民からの陳情については同等の取扱いというふうに、たしかうたっているというふうに考えておりますので、そこを考えても結果を陳情者にお返しするというのが当然だと思います。

大井淳一朗委員長 髙松委員の御意見がありましたが、皆さんのほうで。同じ

ように、請願のような形ではないですけれど審議経過というか審議結果 をお返しするという方向でいかがですか。

- 奥良秀委員 通知するでいいと思いますが、請願と陳情という内容はまた違う ものもありますので、その辺はいろいろまた議論しながら出せるものは 出していくと。中身にしてもここまでは書けるけれどここまでは書けな いよとか、そういうふうな感じでやればいいんじゃないかと思います。
- 中村議会事務局長 事務局から事務処理的な考え方なんですが、この回答をお返しするしないの判断は、どこで判断していただけるのか。その辺りの仕組みというか規定をちょっと定めておかないと、全部返すのかというと何か今の議論ですと全部返す必要はないよというように受け止めましたので、その辺りの制度設計はよろしくお願いしたいと思っております。
- 大井淳一朗委員長 そうですね。これは皆さんに計りたいんですけれども、少なくとも陳情でも正直言って皆さんのほうで読まれて研究されてくださいという類のものと、今回の国旗掲揚のようにこのように委員会で議論して、議運決定事項ではないですけれども議論したものとやっぱり分かれると思います。後者についてはオープンの場で議論されているので何らかのお返しをするのがいいんじゃないかという、その辺の区別があろうと思います。要望でも、今回これは議会運営委員会ですけれど、担当委員会に出された陳情・要望がありますので、それは恐らく担当委員会のほうで判断されるものだと思います。そこだ思いますが、事務局としたらいかがですか。議長のほうがいいですかね。
- 中村議会事務局長 個人的には委員会で決定していただいて、事務局にこれに ついては陳情者のほうに回答してくださいという決定を委員会でしてい ただくのがいいかなと思っております。

大井淳一朗委員長 私もそのほう方がよろしいかと思います。

- 髙松秀樹委員 委員長が言われる線引きの問題ですけれども、この線引きをその都度考えると、議会の非常に恣意的な線引きになります。だから、基本条例に書いてあるとおり、市民からなのかそうじゃないのかというところで線引きをされてはどうかと思っています。
- 笹木慶之副委員長 これは大変厳しいところだと思うんですけれども、市民から出されたものが皆その意を持っているかどうかというところが、これまでの事案を見てそう言えるのかなという気がします。だから、もちろん対象は市民から出たものとするんだけれども、やはりその内容というか必要に応じてということでないと、全部お返事をお返しするということでいいのかなという疑問が残ります。ちょっと今までの例がつぶさに分からないので。だから、それはもう少しよく調べてみて判断していかないとどうかなという気がします。
- 髙松秀樹委員 おっしゃることはよく分かっていますし、いわゆる議会として 非常に困惑する場面も出てくるだろうと思いますけれど、そうであれば 議会基本条例第20条を改正する必要があると思います。
- 笹木慶之副委員長 もちろんそのとおりです。だから、それも含めてこれまでのことを十分チェックを掛けて判断していく時間が必要かなと思います。
- 大井淳一朗委員長 線引きについてはなかなかね。市民から出された全て、事務局は全て受理しますからね、正直言ってどんな内容でも。だから、これは委員長としてでなく委員としてというか個人の思いなんですが、一つの基準となるのは、先ほどあったように回答としては委員会で決定してやるということですから、その陳情・要望を委員会として取り上げるかどうかという裁量も委員会にあると思うんです。ですから、委員会のほうで決定をされ、その要望をテーブルに乗せたものについてはちゃんとお返しをするべきだと思うんですが、テーブルに乗せない場合もあり

ますよね。そこなんです。だから、恣意的という批判もあるかもしれな いけれども、やはりある程度担当委員会のほうでそこら辺の判断をさせ たほうがいいのかなと。極力、議会人なので市民からの要望については 積極的に取り上げることについては第一義的にあっても、それをテーブ ルに乗せるか乗せないかという判断は、委員会に委ねていくほうがいい のかなと思うんですけれども。この線引きについては、いろいろな意見 があろうかと思います。いずれにしましても陳情について、少なくとも 議会で取り上げられたものについては、委員会のほうで決定して審議結 果を通知していくということでよろしいですね。(「はい」と呼ぶ者あ り)そこだけは、回答したいと思います。この運用については、現時点 で出されている陳情からそのようにする。具体的には、今日やりました 国旗の掲揚、この現段階の審議結果をお伝えするということでよろしい ですね。(「はい」と呼ぶ者あり)現時点で出ている要望からそのよう な対応をしたいと思います。それでは、第34条です。これについてで すが、検証の条文です。議会は、この条例の目的が達成されているかい ないかを議会運営員会において2年ごとに検証するということで、2年 ごとの検証についてどのような検証がなされたか見えてこないというこ とです。これにつきましては、正直言うと、2回検証しているかという ことなんですけれど、2回検証はできていません。4年掛けて、実際は 3年かな、それで1回検証したという形になっています。ですから、そ こが正直言うと条例に沿った形になされていないのは、私を初め改選前 の議会の責任だというふうに考えております。ですから今後は、言われ るようにきちんと検証しなさいということですので、検証してほしいと いう内容でしょうから、これについてはちょうど改選一年たったところ ですので、腹案なんですけれど来年度から議会基本条例の検証作業に入 りたいと思っております。これまでの反省も踏まえてやっていきたいと 思います。それと併せて検証結果を芽室町のように議会基本条例の検証 結果という検証作業のプロセスとかそういったものもできる限り開示し ていきたい。このように議会運営委員会で話す中で資料として出てきま すので、一定の成果物も残していきたいと思います。これにつきまして

は、先進地、今、実は長門市も議会基本条例の検証作業に入っていますので、そうした先進地の状況も踏まえながら来年度に入った早々から議会基本条例の検証作業に入っていきたいと思います。具体的な検証の方法については、他市の状況も参考しながらやっていきたいと思っております。

髙松秀樹委員 前回の検証は、何年の何月に行われたんでしょうか。

- 中村議会事務局長 前回の検証は、平成29年度。9月に一部改正を行っております。
- 大井淳一朗委員長 9月に改正しているんですけれども、その前に、大体半年か1年は掛けてないかな、全議員に議会基本条例についてのアンケート、達成度とかを取って、結果をやっております。その辺の中身も良くして、どのような形で、全議員を絡ませながら議会基本条例について検証していくのが望ましいと考えますので、言われるようにちょうど2年で。
- 河﨑平男委員 たしか意見箱の廃止もやったんじゃないですか。(「そうです」 と呼ぶ者あり)
- 大井淳一朗委員長 一度もしないわけじゃないんですが、2回していなくて1回しかしていないんで、その辺は私も反省しています。(「直近はやっちょるよね」と呼ぶ者あり)直近はしました。そのように、条例違反となるんじゃないかと、罰則を設けていないがザル法になってしまうということで、議会としての考えを問うなんですが。気持ちは分かりますが、条例に罰則を設けるのは限られた場合ですので、それはできないということで。ただ、ザル法になっちゃいけないというのはそのとおりですので、対応していくということで回答していきたいと思います。続きまして、モニターの意見からの3になります。二元代表制と議会の役割で、これにつきましては、(発言する者あり)そうですね、御意見としてお

伺いするということで回答したいと思います。続きまして、本会議での 答弁者ですが、これは先ほどやったことと重複しますので、同じような 回答をしたいと思います。それから11月27日付けで①の(2)です か、結局、これまでこういう回答をしたけれど、今後どうなったのかと いう類のものですが、今三つありますが、まず最初です。一般質問、議 長や議会運営委員会で改善を求めますという回答だけ頂きましたが、こ れまでは取り組んでいないのでしょうか。どうしますか、回答としては。 これまで取り組んでいなかったわけではないですね。質問力研修をした り新人議員にも含めて(発言する者あり)その辺をやってきたけれど、 まだ意に沿ったものになっていないという御指摘ですので、その辺を。 これまでは取り組んでいないのでしょうかですから、これまでは取り組 んだけど意に沿ったものになってないということぐらいしか回答できな いと思います。(3)議員報酬です。正直に言いますと附属機関を置く べきなのか特別委員会を置くべきなのかという議論をしていたんですが、 それを踏まえて先進地をちょっと照会掛けたんですが、相手のあること なんでまだ実現していません。だから、そこの先進地に行って報酬の在 り方、実はそこの議会が今日研修するんですけれど、なかなかそういう 情報を得ながら、これについて。附属機関を置くのか特別委員会で対応 するのかという意見が分かれていますので、何らかの形で報酬や政務活 動費について議論するような形を取っていきたいと思っております。た だ、いつまでかというのがね、なかなかその辺が難しいんで、スピード 感ある対応はすべきじゃないかという御指摘ですが。時期がちょっと具 体的に答えられないですね。そのように皆様の声を回答させていただき ます。それから公務における子育て支援策ということですが、これもど の委員会が担当するかとなると、まずやっぱりうちでしょうね。うちが 担当する、考える必要があるということでしょうね。私は、休むときの 理由の中に出産以外にも入れてく。でもよくあるのは、出産以外で介護 入れて行くんですけれど、介護とこれは違うので。多分熊本の。あれだ けを議論したくないんですけれど。だから公務における子育て支援策を どうするかということで、検討していくと言ったのでこれについてまた

議論する必要があるのかということも含めて考えていきたいと思います。 以上のように、今日の議論を踏まえて回答するんですけれども、期限が 1月31日までとなっております。皆さん御承知のようになかなか全員 が集まる機会がないので、この回答につきましては今日の会議をまとめ たものを皆さんへ持ち回りで確認していただいて、これで了解を得られ たものを2月7日ぐらいにある広聴特別委員会に上がってくると思いま すので、その意見をもって議運の回答とするということにしたいと思い ますが、よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)今後、文書を 回して対応していきたいと思います。では、その他ですが皆さんのほう で。実は、相手のあることなので少し先走ってしまったところもあるん ですが、3月22日に早稲田マニフェスト研究所の中村健先生をお呼び して、議員研修会、これ以前から広聴特別委員会のほうからファシリテ ーターの研修をしていただきたいということがありました。議員研修会 については、今までも議運のほうで取り仕切ってきましたが、具体的な 中身については、やはり広聴特別委員会でファシリテーターというもの、 まあなかなかどういうことをしてほしいかということを広聴特別委員会 のほうで少し議論していただきたいと思います。その内容を中村先生に 挙げていただいて、具体的にどうされるかは先生の判断に委ねますが、 その辺を広聴のほうに投げ掛けてよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者 あり)どういうふうにしてほしいかということを、広聴で話し合ってい ただくということを決めたいと思います。この研修につきましては、ま た詳細が決まりましたら皆さんへお知らせして、最終的な詰めをしてい きたいと思います。そのほか皆さんのほうで。

中村議会事務局長 今の研修でございますが、中村健先生、時間だけは決まりました。非常にお忙しい方でなかなか時間が取れませんので、3月22日13時30分から3時間程度ということで予定しておりますので、日程の調整等、よろしくお願いします。

大井淳一朗委員長 そのように進めていきたいと思います。皆さんのほうでそ

の他、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)事務局もよろしいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)議長、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは、以上をちまして、第31回議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午前11時48分 散会

平成31年(2019年)1月22日

議会運営委員長 大 井 淳一朗